

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

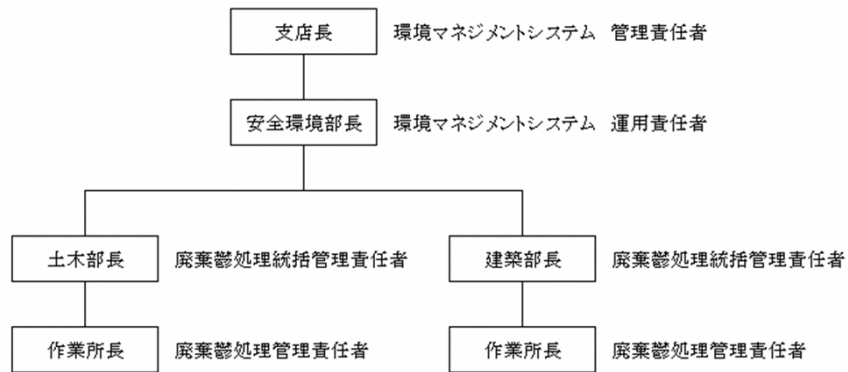
（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
令和5年 6月 28日	
熊本市長 大西 一史 殿	
提出者	
住 所 福岡県福岡市博多区祇園町2番1号	
氏 名 東急建設株式会社九州支店	
執行役員支店長 三嶋 昭	
電話番号 080-4807-3268	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他の処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	東急建設株式会社 九州支店
事業場の所在地	福岡県福岡市博多区祇園町2番1号
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	総合工事業
② 事業の規模	完成工事高 18,353百万円(令和4年度) (九州支店)
③ 従業員数	118人(九州支店)
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	各種廃棄物→極力分別収集し、処理委託会社で中間処理し再資源化、残渣物を最終処分 混合廃棄物→処理委託会社にて選別後、中間処理し再資源化、残渣物を最終処分

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	・設計・施工段階での廃棄物発生抑制を考慮した工法・資機材の選定 ・搬入資機材の梱包材料の削減 ・廃棄物の分別率向上徹底し、再利用化を促進 ・手戻りをなくし、廃棄物排出量を抑制		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	・がれき類：中間処理業者に委託し、破碎後再生骨材等に使用 ・廃プラスチック類：中間処理業者に委託し、破碎後PRF燃料として利用 ・汚泥：中間処理業者に委託し、乾燥後有害物以外は埋戻し材として利用 ・木くず：中間処理業者に委託し、破碎後チップとして製紙会社に売却 ・紙くず：中間処理業者に委託し、分別後製紙会社に売却		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・特定建設資材廃棄物以外の廃プラスチック、紙くず等を極力細分化して分別
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・分別率の向上を図るとともに発生抑制に努める

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・特になし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・特になし		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・特になし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・特定建設資材廃棄物以外の廃プラスチック、紙くず等を極力細分化して分別 ・処理業者の事前確認を行い、再資源化処理を行う処理業者を選定 ・優良認定処理業者への委託		

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	・ 優良認定処理業者への委託推進		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物処理計画書内訳(前年度(令和4年度)実績)

別紙
(単位:トン)

産業廃棄物の種類	産業廃棄物の排出に関する事項	自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項	自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項	産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
	排出量	自ら再生利用を行った量	自ら熱回収を行った量	自ら中間処理により減量した量	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	全処理委託量	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	認定熱回収業者への処理委託量	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
廃プラスチック類	5.350	0.000	0.000	0.000	0.000	5.350	5.350	5.350	0.000	0.000
建設工事の木くず	33.815	0.000	0.000	0.000	0.000	33.815	33.815	33.815	0.000	0.000
建設工事の繊維くず	0.180	0.000	0.000	0.000	0.000	0.180	0.180	0.180	0.000	0.000
金属くず	60.139	0.000	0.000	0.000	0.000	60.139	60.139	60.139	0.000	0.000
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	304.300	0.000	0.000	0.000	0.000	304.300	9.500	304.300	0.000	0.000
石膏ボード	10.450	0.000	0.000	0.000	0.000	10.450	10.450	10.450	0.000	0.000
コンクリート破片	1,913.700	0.000	0.000	0.000	0.000	1,913.700	0.000	1,913.700	0.000	0.000
アスファルト・コンクリート破片	32.900	0.000	0.000	0.000	0.000	32.900	23.000	32.900	0.000	0.000
管理型建設混合廃棄物	30.888	0.000	0.000	0.000	0.000	30.888	30.888	30.888	0.000	0.000
建設混合廃棄物	0.052	0.000	0.000	0.000	0.000	0.052	0.052	0.052	0.000	0.000
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	13.500	0.000	0.000	0.000	0.000	13.500	12.000	13.500	0.000	0.000
石綿含有産業廃プラスチック類	1.400	0.000	0.000	0.000	0.000	1.400	0.000	1.400	0.000	0.000
合 計	2,406.674	0.000	0.000	0.000	0.000	2,406.674	185.374	2,406.674	0.000	0.000

産業廃棄物処理計画書内訳(今年度目標値)

別紙
(単位:トン)

産業廃棄物の種類	産業廃棄物の排出に関する事項	自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項	自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項	産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
	排出量	自ら再生利用を行う量	自ら熱回収を行う量	自ら中間処理により減量する量	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う量	全処理委託量	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	認定熱回収業者への処理委託量	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
廃プラスチック類	5.000	0.000	0.000	0.000	0.000	5.000	5.000	5.000	0.000	0.000
建設工事の木くず	32.000	0.000	0.000	0.000	0.000	32.000	32.000	32.000	0.000	0.000
建設工事の繊維くず	0.150	0.000	0.000	0.000	0.000	0.150	0.150	0.150	0.000	0.000
金属くず	58.000	0.000	0.000	0.000	0.000	58.000	58.000	58.000	0.000	0.000
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	295.000	0.000	0.000	0.000	0.000	295.000	29.500	295.000	0.000	0.000
石膏ボード	10.000	0.000	0.000	0.000	0.000	10.000	10.000	10.000	0.000	0.000
コンクリート破片	1,856.000	0.000	0.000	0.000	0.000	1,856.000	185.600	1,856.000	0.000	0.000
アスファルト・コンクリート破片	31.000	0.000	0.000	0.000	0.000	31.000	3.100	31.000	0.000	0.000
管理型建設混合廃棄物	29.000	0.000	0.000	0.000	0.000	29.000	29.000	29.000	0.000	0.000
建設混合廃棄物	0.040	0.000	0.000	0.000	0.000	0.040	0.040	0.040	0.000	0.000
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	13.000	0.000	0.000	0.000	0.000	13.000	13.000	13.000	0.000	0.000
石綿含有産業廃プラスチック類	1.000	0.000	0.000	0.000	0.000	1.000	1.000	1.000	0.000	0.000
合 計	2,330.190	0.000	0.000	0.000	0.000	2,330.190	366.390	2,330.190	0.000	0.000